

養育費に関する施策・取組

場面・手続		各機関における主な施策・取組	
		● 取決めを促進 ● 任意の支払を促進 ● 裁判手続利用の支援	
債務名義の作成	① 取決めがないか、口頭又は私的な文書による取決めにとどまる ※債務者に履行を強制するには、②、③、⑤の手続が必要	★各省横断的なもの ・児童扶養手当の支払方法，養育費履行確保の仕組みに関する関係省庁連絡会議（厚労省） ・なお，養育費に関しては，男女共同参画会議（内閣府）でも取り上げられている。	
	② 公正証書の作成（当事者間の合意）	★厚生労働省 （所管事項） ・児童福祉行政 ・ひとり親家庭支援等 （施策・取組） ・養育費等支援事業（地方自治体による養育費相談）【①～⑤の手続等に関する相談】 ・養育費相談支援センター事業（養育費相談や地方自治体に対する研修等の支援）【①～⑤の手続等に関する相談】 ・養育費の取決め率・受給率等の調査（全国ひとり親世帯等調査）	
	③ 調停・審判等（家庭裁判所）	司法機関	
債務名義作成後	④ 履行勧告（家庭裁判所） ※調停・審判等によって養育費が取り決められた場合の任意の支払の促し	★裁判所 （申立てを受けて法律に基づく審理，判断等） ・債務名義取得のための各種裁判手続 ・執行手続（取組） ・任意の支払に向けた納得性の高い調停・審判等の運営【③，④】 ・裁判手続に関する手続教示【③，④，⑤に関連】	
	⑤ 執行手続（執行裁判所）	★法務省 （所管事項） ・民法，民事執行法等の民事基本法の整備 ・所管の法律や制度の周知 ・民事法律扶助による支援 （施策・取組） ・民法，民事執行法等の改正【主に①，②，⑤に関連】 ・離婚届出の様式に養育費の分担の取決めに関するチェック欄を追加（取決め促進）【①，②に関連】 ・養育費等に関するパンフレット・合意書のひな形を配布（取決め促進，各手続の案内）【①～⑤に関連】 ・法律相談援助【①～⑤に関連】，代理援助（弁護士報酬の立替え等）等【③，⑤に関連】	